

公立高等学校の耐震改修状況の調査結果について（設置者別：鹿児島県）

校舎番号	I 構造体の耐震化(棟単位)														II 屋内運動場等(屋体・武道場・講堂・屋内プール)で下記のいずれかに該当するもの落下防止対策(※3)										III 左記以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策(学校単位)														
	非木造							木造							※高さが6mを超える天井または、水平投影面積が200㎡を超える天井(棟単位)																								
	現状							現状							公表状況										耐震点検状況					耐震対策状況									
	全棟数	耐震性が ない棟数 (R5.A)現在	耐震性が ない棟数 (R5.A)現在	左記のうち、 うちうち未済 第二次診断 等実施済棟数	耐震化率	耐震性が ない棟数 (R6.A)現在	耐震性が ない棟数 (R6.A)現在	耐震性が ない棟数 (R5.A)現在	耐震性が ない棟数 (R5.A)現在	耐震性が ない棟数 (R6.A)現在	耐震性が ない棟数 (R6.A)現在	耐震化率が100% となる年度	耐震化が遅れて いる理由 (回答選択あり)	全棟数	耐震性が ない棟数	耐震性が ない棟数 (左記のうち、 うちうち未済 第二次診断 等実施済棟数 (※2))	耐震化率	建築物上の 耐震診断の 公表状況	耐震性が ない棟数 のうち、 理由について 説明された 棟数(棟) (※4)	耐震性が ない棟数 のうち、 理由について 説明された 棟数(棟) (※4)	耐震化率が100% となる年度	耐震対策が遅れている理由 (自由記載)	耐震化率が100% となる年度	耐震対策が遅れている理由 (自由記載)	全学校数	耐震点検 実施校数	うち、学校設 置型による 点検実施校 数	耐震点検 実施率	耐震対策不 実施又は耐震 対策実施済 みの学校数 (R5.A)現在	耐震対策不 実施又は耐震 対策実施済 みの学校数 (R5.A)現在	耐震対策不 実施又は耐震 対策実施済 みの学校数 (R6.A)現在	耐震対策不 実施又は耐震 対策実施済 みの学校数 (R6.A)現在	耐震対策実施 率が100%になる年 度	耐震対策が遅れている理由 (自由記載)					
A	B	C	D	E=(A-B)/A	F	G	H	I=B	J	K	L	M	A'	B'	C'	D'	E'=(A'-B')/A'	α	β	N=O+P	O	P	Q	R	S=T+U	T	U	V	W	X	Y=W/V	Z	AA=Z/V	AB	AC	AD	AE		
鹿児島県	564	0	0	0	100.0%	0	0	0	0	0	0	—	—	11	0	0	0	100.0%	—	—	0	0	0	0	—	—	116	116	0	61	61	61	100.0%	57	93.4%	60	60	未定	※6方針の検討に俟っているため
鹿児島市	38	0	0	0	100.0%	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	8	8	0	3	3	3	100.0%	3	100.0%	3	3	—	—	
鹿野市	3	0	0	0	100.0%	0	0	0	0	0	0	—	—	1	0	0	0	100.0%	—	—	0	0	0	—	—	1	1	0	1	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	—	—	
出水市	7	0	0	0	100.0%	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	2	2	0	1	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	未定	※6等に合わせ対策を講じるため	
指宿市	6	0	0	0	100.0%	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	2	2	0	1	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	—	—	
霧島市	14	0	0	0	100.0%	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	2	1	1	1	1	1	100.0%	1	100.0%	1	1	—	—	
合計	832	0	0	0	100.0%	0	0	0	0	0	0	—	—	12	0	0	0	100.0%	—	—	0	0	0	—	—	131	130	1	68	67	67	93.5%	63	92.6%	66	66	—	—	

※1 ①統廃合等と併せて実施するため ②学校数が多く事業の平準化を図っているため ③他の事業を優先的に進めざるを得ないため(他の公共施設整備を優先しているため) ④財政的な理由により取組が遅れているため  
 ⑤改築等の工事に着手しているが、工事未了のため ⑥新たに耐震診断を行った結果、耐震性がないことが判明し、工事未了のため ⑦災害復旧等を優先する必要があるため  
 ※2 平成18年1月25日付国土交通省告示第184号の別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に規定された木造建築物の耐震診断の指針に基づく診断(以下「告示に基づく診断」とする)を行った  
 建築物の種類  
 ※3 屋内運動場等：屋内運動場・武道場・講堂・屋内プールとして使用する大規模空間(高さが6mを超える又は面積が200㎡を超える空間)  
 ※4 「落下防止対策実施済み」とは、吊り天井・照明器具・バスケットゴールの全てに対して、補強・再設置などの対策(吊り天井については、国土交通省が平成26年4月に施行された技術基準を満たす対策。撤去を除く。)を実施した又は耐震点検の結果、すでに対策が実施されていた棟数  
 ※5 「照明・バスケットゴールの全ての落下防止対策実施済み」とは、照明器具・バスケットゴールの全てに対して、補強・再設置などの対策を実施済の棟数又は耐震点検の結果、すでに対策が実施されていた棟数